

## 登別市市民自治推進委員会規約

登別市まちづくり基本条例第28条に基づき設置された登別市市民自治推進委員会を運営するために必要な事項を次のとおり定める。

### (名 称)

この組織は、登別市市民自治推進委員会（以下「委員会」という。）という。

### (目 的)

登別市まちづくり基本条例に基づき、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、もって市民自治の発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 市民自治に関する情報・資料の収集と提供
- (2) 市民自治に関する調査・研究
- (3) 市民自治を推進するための政策提言
- (4) 市民自治に関するフォーラム、講演会等の開催
- (5) その他目的達成に必要な事業

### (委 員)

満18才以上の方で、市内に住所を有する方、市内に勤務をしている方又は市内に在学している方の公募による登録制。

### (委員の登録・退会)

委員の登録は「登別市市民自治推進委員会登録・更新・変更申込書」（別記様式第1号）により随時行い、退会及び休会は「登別市市民自治推進委員会退会・休会申込書」（別記様式第2号）により随時行う。

### (委員の任期)

委員の任期は、平成21年3月31日までとし、その後3年毎、委員に意思確認の上、更新する。

### (役 員)

委員会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名  
会長、副会長は役員会で役員の中から選任する。
- (3) 役員 若干名  
役員は、委員の中から総会で選出する。

#### (役員の仕事)

役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は委員会を代表し、役員会、総会を中心に委員会全体の運営を司る任を負う。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の仕事を代行する。
- (3) 役員は役員会を構成し、会長・副会長主導のもとで市民自治推進委員会の総合的企画調整に関わる事項の審議・推進を図る。

#### (総会)

総会は、委員をもって構成し、必要に応じ会長の招集に基づき開催し、次の事項を確認・決議する。

なお、総会の定足数は、登録委員の過半数とするが、個々の委員の都合により出席できない場合には、所定の委任状を提出することにより委員の権限を他の委員等に委任することができるものとする。

- (1) 活動計画及び活動報告
- (2) その他、委員会の運営に関する重要な事項

#### (総会の決議)

議長は会長又は会長が指名した者が行う。

総会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (役員会)

委員会は、円滑かつ効果的な運営を図るため、役員会をおく。

役員会は、役員によって構成し、会長の招集のもとに必要に応じて開催する。

- (1) 総会、総括会議及び企画委員会その他委員会全般を運営するための事項
- (2) 企画委員会各チームが取り組むべき案件の摘出・選定・付与及び当該グループ設置・運営・終結等に関わる措置
- (3) 企画委員会各チームの企画及び意見・提言の審議・承認
- (4) 事務局との調整

- (5) 委員会の運営に関わる関係諸組織・団体等との連携・協働の検討・推進
- (6) 委員会の運営に関わる重要事項、その他必要な事項

#### (総括会議)

総括会議は、役員と企画委員会各チームリーダーによって構成し、会長の招集のもとに必要に応じて開催する。

総括会議は、企画委員会各チームの取組みに関する次の事項について、各チームリーダーと役員の情報交換を行い、活動計画・経過の確認・調整の措置等を行う。

- (1) 活動計画について、その目的、達成すべき目標とその時期等の確認・調整
- (2) 取組状況並びにその過程で生じた課題等への対処
- (3) 取組み結果に基づく新たな企画及び意見・提言等への対処
- (4) 取組みにおける協働・連携に関する事項、その他必要と認められる事項

#### (企画委員会)

委員会の目的を達成するため、企画委員会を置く。

企画委員会各チームは、参画希望の委員をもって構成し、そのリーダーはメンバー委員の互選により選任する。

企画委員会各チームの会合は、チームリーダーの招集により開催し、次の事項を執行する。

- (1) 件別案件取組計画の企画・検討、事業推進計画の策定・執行
- (2) 連携・協働の対象関係者の選定と実行方案提起
- (3) 取組み結果に基づく新たな企画及び意見・提言の取りまとめ
- (4) その他必要な事項

#### (事務局)

委員会の事務を処理するために、事務局をおく。

事務局は市総務部が担当し、次に掲げる事項を執り行う。

- (1) 委員の登録・退会・変更等の管理
- (2) 委員会と市の関係部署との連絡調整
- (3) 意見・提言の処理
- (4) 総会の開催に関する事項
- (5) 役員会の開催に関する事項
- (6) 総括会議の開催に関する事項
- (7) 企画委員会の開催に関する事項
- (8) 委員会の啓発に関する事項
- (9) 委員会のホームページの開設

## (10) その他必要な事項

### (議事録)

役員会及び企画委員会における議事録は原則公開する。

議事録は役員会及び企画委員会において要点筆記方法で行い、役員会は会長又は副会長の承認、企画委員会は各チームリーダーの承認を得た後に公開するものとする。

### (委員の傍聴)

委員は、役員会、総括会議及び企画委員会を傍聴することができる。

ただし、傍聴する場合は事前申込みをしなければならない。

また、役員会の傍聴については、会議の内容によっては傍聴することができない。

なお、傍聴者は会議の議事進行役に発言を求められたとき以外は発言することはできない。

### (委員以外の傍聴)

委員以外の者は、役員会、総括会議及び企画委員会の傍聴について事前に申込み、傍聴することができる。

ただし、役員会は、会議の内容によって役員会の傍聴を拒むことができる。

なお、傍聴者は、会議の議事進行役に発言を求められたとき以外は発言することはできない。

### (傍聴者の退場)

会議の議事進行役は、傍聴者が会議の進行を妨げるとき、これを退場させることができる。

### (規約の改正)

この規約を改正する必要がある場合は、総会に諮って改正するものとする。

### (その他)

この規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は役員会が協議し、決定するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

この規約は、平成18年11月21日から施行する。

附 則（平成19年5月28日改正）

（施行期日）

この規約は、平成19年5月28日から施行する。

附 則（平成21年6月8日改正）

（施行期日）

この規約は、平成21年6月8日から施行する。

附 則（平成22年6月29日改正）

（施行期日）

この規約は、平成22年6月29日から施行する。